

東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー 施設整備事業 入札説明書等に関する質問回答(第1回目)追加回答

本質問は、平成15年3月27日(木)～4月14日(月)に受け付けた東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、記載したものです。(追加回答のみ)
質問は、意見者の記載のとおりを転載しています。

東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー 施設整備事業の入札説明書等に関する質問(第1回目)

< 総括 >

- ・ 質問の受付期間 平成15年3月27日(木)～4月14日(月)
- ・ 追加回答の公表日 平成15年5月14日(水)
- ・ 入札説明書等に関する質問の受理件数 217 件 (追加回答16件)

入札説明書	:	21 件(0件)
入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	:	6 件(2件)
様式集	:	12 件(2件)
要求水準書	:	63 件(0件)
要求水準書・資料	:	0 件(0件)
落札者決定基準	:	2 件(0件)
事業契約書(案)	:	109 件(12件)
基本協定書(案)	:	3 件(0件)
その他	:	1 件(0件)

【 注 意 】

平成15年4月30日の質問回答(第1回目)の追加回答です。番号は質問回答(第1回目)と統一してあります。

平成15年 5月14日

東 京 大 学

東京大学 (駒場) 駒場オープンラボラトリー 施設整備事業
入札説明書等に関する質問回答 (第1回目) 追加回答

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
											回答
23		施設整備費相当	3		2	(1)	1)			施設整備費相当は、完全に平準化され」とありますが、後に施設費相当に係る消費税等の支払方法について記載されていることから、ここで平準化される施設整備費相当とは、税抜きの施設費相当と割賦金利とを合算した額であると理解して宜しいでしょうか。	大学からの支払は、施設整備費相当、消費税相当、維持管理費等相当を26回にわたり均等に支払います。なお、入札説明書等については修正したものを後日公表します。 また、大学からの対価の受け取りに関するSPC内での会計処理、税務処理については、応募者の責任で会計士、税理士、税務署等に確認してください。
24		施設費相当に係る消費税等の支払方法	3		2	(2)	1)	ウ		施設費相当の100分の5に相当する金額(消費税相当額)が平準化して支払われる旨の記述かと存じますが、SPCの会計処理上の仮受消費税等計上額については、会計法規に従って、各期に支払われた施設費相当と施設費相当に係る消費税等相当額とを合算した額(課税売上)の105分の5であるとの理解で宜しいでしょうか。 この場合、各期において大学が施設費相当の100分の5(消費税等相当額)として支払った金額と、SPCが計上した「仮受消費税等」の金額とは一致しないこととなりますが、様式集様式53-1, 2の長期収支計画の作成にあたっては、SPCの会計及びキャッシュフローの実態に即して、SPCの会計処理上の仮受消費税等の金額を、収支計画上の消費税等とすることとして宜しいでしょうか。	大学からの支払は、施設整備費相当、消費税相当、維持管理費等相当を26回にわたり均等に支払います。なお、入札説明書等については修正したものを後日公表します。 また、大学からの対価の受け取りに関するSPC内での会計処理、税務処理については、応募者の責任で会計士、税理士、税務署等に確認してください。
34		資金調達計画等に係る提案書の作成にあたっての注意事項	75							様式53-1~2>長期事業収支計画表(その1)(その2)の7について、消費税が割賦金利にはかからないことを踏まえ、施設整備費相当」と施設費相当に対する消費税等」がともに完全に平準化することはないものと思われま。この点の考え方につきご教授ください。	大学からの支払は、施設整備費相当、消費税相当、維持管理費等相当を26回にわたり均等に支払います。なお、入札説明書等については修正したものを後日公表します。 また、大学からの対価の受け取りに関するSPC内での会計処理、税務処理については、応募者の責任で会計士、税理士、税務署等に確認してください。
37		資金調達計画等に係る提案書の作成にあたっての注意事項<様式53-1~2>国(大学)の支払額	75		7					消費税率5%かつ割賦金利に対する消費税等が支払われない前提では、税抜きの「施設整備費相当」と施設費相当に対する消費税等」の両方を完全に平準化するの、少なくともSPCの会計処理上は不可能と思われます(元利均等で計算した施設整備費相当のうち施設費相当の額は毎回変動するため、課税売上の105分の5で算出される仮受消費税計上額も毎回変動せざるをえない)。従って、消費税等が平準化されるといふのは飽くまで消費税等に相当する金額について大学の支払方法を示したに過ぎず、損益計算書の売上欄に記載する各期の施設整備費相当の額は、大学から支払われる施設費相当と施設費相当に対する平準化された消費税等相当とを合算した額(課税売上)の105分の100に、割賦金利相当額を加算して得た額であるとの理解で宜しいでしょうか(この場合、記載金額は毎回同額とならない)。それとも、SPCの会計処理の実態から離れて、税抜きで計算した元利均等の施設整備費相当額を記載することを求めているのでしょうか。	大学からの支払は、施設整備費相当、消費税相当、維持管理費等相当を26回にわたり均等に支払います。なお、入札説明書等については修正したものを後日公表します。 また、大学からの対価の受け取りに関するSPC内での会計処理、税務処理については、応募者の責任で会計士、税理士、税務署等に確認してください。
112		第2章 総則	5	11						大学にて負担していただく当該増加費用及び損害は発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
116		入札説明書、要求水準書の不備 誤謬又は内容変更	5	12	1					大学が増加費用及び損害を負担する場合の支払方法、支払時期をご教示下さい。	当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
119		第3章 本件施設の設計	6	13	2					大学にて負担いただける増加費用については発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
122		第3章 本件施設の設計	6	14	3					大学にて負担いただける増加費用については発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
129		第4章 本件施設の建設	10	25	2, 3					大学にて負担いただける損害及び増加費用については、発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
133		本件施設の建設に伴う近隣対策	11	27	5					事業者が生じた費用を大学が負担する場合の支払方法、時期をご教示下さい。	当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
135		第4章 本件施設の建設	12	29	2					大学にて負担いただける合理的な増加費用には資金調達に係る事業者が生じた費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、当該増加費用及び損害は発生時にお支払いいただけるかと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のような費用についても、工事の中止 続行と相当因果関係を有する範囲に含まれます。当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
136		工事の中止等	12	29	2					合理的な増加費用若しくは被った合理的な損害を大学が負担するのは大学が「必要と認めるとき」に限るよう読み取れますが、事業者の責に帰すべき事由又は不可抗力により施工を一時中止した場合以外はすべて必要と認めていただけるかと理解してよろしいでしょうか。また、大学が負担する場合の支払方法、支払時期をご教示下さい。	大学が増加費用又は損害を負担するのは、文字どおり大学が必要と認めて本件工事を中止した場合に限られ、事業者の責に帰すべき事由又は不可抗力以外の事由により本件工事を中止した場合に、必ずしも大学が増加費用又は損害の全てを負担することにはなるとは限りません。当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
148		第4章 本件施設の建設	15	39						大学にて負担いただける合理的な増加費用には資金調達に係る事業者が生じた費用も含まれるのでしょうか。また、当該増加費用及び損害は発生時にお支払いいただけるかと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のような費用についても、合理的な範囲に含まれます。当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
153		第5章 本件施設の維持管理及び運営補助	16	41	2					大学にて負担いただける「当該増加費用」については、発生時にお支払いいただけるかと理解してよろしいでしょうか。	当該増加費用については、維持管理費相当の金額の調整によります。
160		第5章 本件施設の維持管理及び運営補助	17	44	2					大学にて負担いただける費用は発生時にお支払いいただけるかと理解してよろしいでしょうか。	当該増加費用については、維持管理費相当の金額の調整によります。
180		第6章 契約期間及び契約終了	21	58	2					大学にて負担いただける損害及び合理的な増加費用は発生時にお支払いいただけるかと理解してよろしいでしょうか。	当該増加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。